平成２７年（フ）第４５４９号
東京都千代田区九段北４丁目２番６号　市ヶ谷ビル１Ｆ
破産者　株式会社浜プランニング
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４５７６号
東京都品川区西五反田３丁目15番８号
破産者　株式会社ラーニング・オーガナイゼーションジャパン
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６６０号
東京都港区芝４丁目９番９号
破産者　サカモトパイル株式会社
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６６１号
神奈川県鎌倉市手広６丁目２―19
破産者　高橋　　弘
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６９６号
東京都羽村市羽加美１－９－４　１Ｆ、住民票上の住所東京都羽村市小作台３丁目19―14
破産者　荒井　惠子
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７０５号
東京都品川区西五反田２丁目10番８号
破産者　株式会社ジョードロップ
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７０６号
東京都品川区西五反田３丁目６―38―1504
破産者　板村　克俊
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７８９号
東京都千代田区神田須田町１丁目８番地３
破産者　有限会社コウシングラフィック
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４８１１号
東京都渋谷区神宮前６丁目33番11号
破産者　株式会社グラヴィータ
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４８６１号
東京都板橋区高島平８丁目18番14号
破産者　豊栄運輸株式会社
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４８６２号
東京都板橋区中台３丁目27番Ａ―1302
破産者　今井　裕之
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５０９１号
東京都板橋区熊野町12―16―303
破産者　今井　寿暢
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５０９３号
東京都武蔵野市吉祥寺本町３丁目23―７―203
破産者　劔持　宏史
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５１１１号
東京都北区西ケ原３丁目25―３
破産者　鈴木　源一
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５１４９号
東京都台東区北上野２丁目８－４―601
破産者　塚本　正利
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５１５１号
東京都豊島区駒込１丁目40―４―401
破産者　原　　東信
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５１７２号
東京都練馬区北町５丁目８―６―202
破産者　山上　周一
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２０６号
東京都八王子市下柚木２丁目13―５―101
破産者　佐藤　芳克
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２７９号
東京都練馬区大泉学園町２丁目20―24―303
破産者　猪狩健二郎
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２８３号
東京都小平市学園東町３丁目７―28　タウンハイツヨシダＡ―201、開始決定時の住所東京都西東京市芝久保町１丁目21―12　サン・ヴィレッジ２Ｆ
破産者　今堀　　宰
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２８４号
東京都杉並区荻窪１丁目20―15―201
破産者　井上　　豊
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３４０号
東京都文京区西片１丁目17―１―203
破産者　古屋　　功
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部